

○一部事務組合下田メディカルセンター職員定数条例

平成9年4月25日  
共立湊病院組合条例第5号

改正 平成24年2月27日共立湊病院組合条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、一部事務組合下田メディカルセンターに勤務する一般職の職員の定数を定めることを目的とする。

(定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

管理者の事務部局の職員 4人

(定数の配分)

第3条 前条に掲げる職員の定数の配分は、それぞれ管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年2月27日共立湊病院組合条例第2号)

この条例は、平成24年5月1日から施行する。